

雇用シェアと 産業雇用安定助成金の 解説セミナー

VOL.1 雇用調整助成金の次の打ち手として

「雇用シェア」と「産業雇用安定助成金」について知る

長期化する新型コロナウイルス感染症影響下において、喫緊の課題である雇用維持・生活維持とともに、多様な働き方や自律的なキャリア開発にもつながる「雇用シェア」について、具体的な事例紹介とともに解説いたします。また、本年2月に新設された助成金「産業雇用安定助成金」の解説をさせていただきます。また、本年2月に新設された助成金「産業雇用安定助成金」の解説をさせていただきます。また、本年2月に新設された助成金「産業雇用安定助成金」の解説をさせていただきます。また、本年2月に新設された助成金「産業雇用安定助成金」の解説をさせていただきます。

▶雇用シェアの背景と現状、センターのサポート内容

(滋賀県雇用シェアサポートセンター：社会保険労務士)

▶産業雇用安定助成金の概要

(滋賀労働局：助成金コーナー 事業主支援アドバイザー)

▶在籍型出向支援について

(産業雇用安定センター滋賀事務所：参与)

▶質疑応答

【申込・参加方法】

お申込みは、右のURL又はQRコードから「申込ページ」にアクセスしてください。お申し込み後、Zoomでのセミナー参加に必要な「URL」、「ウェビナーID」、「パスコード」が通知されます。



https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/zaisekigatasyukou_semina_00206.html

日程 **8/24(火)**

14:00 - 15:30

参加無料・定員50社

Web会議システムZoomを使用します

対象

予約締切
8月20日(金)

- コロナ禍によって雇用維持対策にお困りの事業者様
- 人手不足の事業者様
- 助成金の情報収集をされたい事業者様
- 専門家による相談を希望される事業者様
- 雇用シェアに関心のある事業者様

□個人情報の利用目的と共同利用について。申込情報は、セミナー開催及び運営を目的として、滋賀労働局、産業雇用安定センター滋賀事務所、滋賀県(滋賀県雇用シェアサポートセンター)で情報共有します。

□個人情報の第三者提供について。以下の事項を除きご本人の承諾を得ることなく第三者に提供することをいたしません。(ご本人の生命・健康・財産等の重大な利益を保護するまたは公共の利益を保護するために必要な場合)

□本セミナーへの参加に当たっては、「滋賀労働局オンラインによるセミナー利用規約」への同意が必要です。本セミナーの参加申込をもって、同規約への同意とさせていただきます。(規約：<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/000898822.pdf>)

主催：滋賀労働局、産業雇用安定センター滋賀事務所、滋賀県雇用シェアサポートセンター

問合せ：滋賀県在籍型出向等支援協議会事務局(滋賀労働局 職業安定課内)

〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階 TEL：077-526-8609